

日本ホッケー協会中学校部会合同チーム参加規程

1. 趣 旨

- ・部員数が少ないため、単独でチーム編成ができない学校（チーム）に対し、大会参加*のための救済措置として、この規定を設ける。

*全日本中学生ホッケー選手権大会及びそれに準じる大会

- ・なお、この規定の目的は、あくまでも救済措置であり、勝利志向のためのチーム編成を助けるものではない。

2. 合同チームの条件

- (1) (公社)日本ホッケー協会に学校単位で登録を完了したチームの、原則2チームによる合同チームであること。
- (2) 各都道府県中学校体育連盟に加盟しているチームは、各県の合同チームに関する規定(規約)等に則り編成されたチームであること。

***ただし、レンタルによる合同チームは日本中体連の規定に合わせ承認しない。**

- (3) 合同チームとして組織的・計画的に練習等を行っていること。
- (4) 本大会参加の際は、当該校すべての学校長の承認が得られること。
- (5) チーム名は学校名の列記など、チームの所在が分かる名称とする。
- (6) 合同チームにおける「監督」「コーチ」の氏名・職名・所属(校)を明記する。
※なお、監督は、いずれかの学校の教員とする。
- (7) 合同チームを希望する場合は、別紙申請書を毎年5月第2週末までに、(公社)日本ホッケー協会中学校部会常任委員会に常任委員を通して申請し、承認を得ること。……H29年度は5/13(土)が申請の期限となる。

※なお、原則に当てはまらないケースについては、5月中旬の定められた日までに申請し、常任委員会の場で審議し対処していく。

3. 付則

- (1) 実施していく過程で生じる問題については、該当チームの実態を正確に把握し、当合同チーム規程の趣旨を踏まえ、常任委員会で対処、検討していく。
- (2) 本規程は、平成20年4月1日より実施する。
- (3) クラブチーム形式(学校長の承認が得られないチーム等)での参加については、(公財)日本中学校体育連盟の動向を見ながら、(公社)日本ホッケー協会中学校部会常任委員会で検討する。

申請先

(公社)日本ホッケー協会中学校部会事務局

京都府京丹波町立瑞穂中学校 久保克敏

〒622-0322 京都府船井郡京丹波町大朴段ノ垣内6番地

TEL:0771-86-0013 携帯:090-1898-6472

e-mail:kubokatu@kyoto-be.ne.jp